

令和4年度 普代村立普代中学校 部活動 活動方針

1 はじめに

本部活動活動方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月文化庁)及び「岩手県における部活動の在り方に関する方針」(令和元年改訂岩手県教委)を踏まえ、普代村教育委員会が令和2年11月に策定した「普代村における部活動の在り方に関する方針」を基に、本校の部活動が、生徒にとっても、指導者にとっても、より安全で充実した活動となるよう定めるものである。

2 学校教育の一環としての部活動

部活動の意義については、「新学習指導要領」にも示されている通り、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するために学校教育の一環として行うものである。

【参考】新中学校学習指導要領における部活動の位置づけ

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3 部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 方針及び活動計画(年間・月間)の策定

ア 校長は、「普代村における部活動の在り方に関する方針」により、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定、公表し、部顧問が作成する活動計画を精査するとともに活動状況を把握する。

イ 各部活動顧問は、部活動運営の目的を示した上で年間スケジュール表は5月の保護者会総会に、月間スケジュール表は前月中に作成し、校長に提出するとともに、生徒・保護者に周知し部活動への理解に努めること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長はリーダーシップを発揮し、部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進める。

イ 部活動外部指導者(部活動指導員を含む)は、校長の総括管理のもと、部顧問と連携・協力しながら技術的指導及び補助を行う。

ウ 校長は、部活動の指導方針について、教職員、部活動外部指導者(部活動指導員を含む)、保護者の間で共通理解を図るため部活動連絡会を年1回以上設定する。

4 指導の在り方(合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組)

(1) 適切な指導

ア スポーツ医・科学の研究成果を踏まえ、指導において積極的に活用する。夏期の活動においては、気象庁の高温注意情報が発せられた際は屋外における活動は原則

として行わない等熱中症事故の防止に努める。

イ 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、疲労回復のために適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的かつ効率的・効果的な練習を行う。

ウ 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態（エネルギー不足、骨粗しょう症等）に関する正しい知識を得た上で指導にあたる。

(2) 体罰・ハラスメント行為等の禁止

ア 体罰の禁止

- ・指導と称して殴る・蹴る等は勿論、懲戒としての体罰は一切禁止である。
- ・生徒の人間性や人格を否定するような発言や言動は許されない。
- ・体罰は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせた生徒のその後の人生にまで、肉体的・精神的に悪影響を及ぼすという認識を持つ。

イ ハラスメント行為等の禁止

・セクシャル・ハラスメント

指導者と生徒との人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、受け手の生徒の主観に委ねられている。指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを、指導者は常に認識しておかなければならない。

・パワー・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあるべきではない。

5 適切な休養日等の設定

令和3年度2月に岩手緊急事態宣言の改訂に伴う対応で、部活動は「平日のみ」とし「2時間以内」とする。土、日は行わない。（これに伴いスポ少・父母会練習も活動なしとなる。）という通知を受けた。現在においても、その通知通りになっている状況であるが、解除になれば県教委 → 村教委の通知を受けて、原則として以下の内容で進めていく。

(1) 活動時間・休養日の設定

ア 活動時間

・活動時間は、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」及び「普代村における部活動の在り方に関する方針」の規定に準じ、平日は**2時間程度**、学校の休業日（土・日・祝日・長期休業期間等）は**3時間程度**を原則とする。

※活動時間には父母会練習やスポーツ少年団活動を含む。

（はまゆりスポーツクラブはスポーツ少年団には含まれない）

※活動時間には準備や片付け、移動時間は含まない。

※大会や練習等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休息時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

※生徒の安全面を考慮し、練習中の適切な休息や水分補給などに十分配慮し、熱中症・怪我・事故の発生リスクを最小限に減らすこととする。

イ 部活動時間

平日 16時15分～16時45分 17時00分完全下校 (SB)

土・日どちらか1日のみ活動 3時間程度

※活動延長は中体連主催の大会（吹奏楽部は、これに準ずる大会）の原則1か月前から、部長の申請を受け、学校長の承認のもと、時間延長を認める。

「17時45分終了、18時00分完全下校。」

ウ 部活動休養日

・部活動休養日は、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」及び「普代村における部活動の在り方に関する方針」の規定に準じ、

週当たり土・日を含む2日以上の休養日を設定する

・平日は、原則月曜日を休養日（ノ一部活デー、学級・生徒会活動優先日）とする。

・土・日はどちらか一日を休養日とする。

※各競技団体・文科系団体が主催する各種大会・コンクール、または練習試合等で、一日の活動時間が3時間程度を超える場合、2日間に渡って活動する場合は、代替休養日を6日以内に確保し休養日を2日ないし3日間確保する。

(2) 部活動休止期間

ア 定期試験の1学期期末、2学期期末は5日前、2学期中間、3学期期末は4日前から試験終了までの期間。（ただし、試験最終日は除く。）

イ 夏休み中の「学校閉庁日」と接続する週休日、及び年末年始の学校閉鎖期間。（生徒の多様な活動を保証するオフ・シーズンの設定）

6 今後の部活動運営の在り方（生徒ニーズを踏まえた環境の整備、参加する大会の精選）

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

令和4年度も、引き続き以下のような感染症対策を行う。

ア 飛沫感染に留意すること、こまめな手洗いの励行、活動場所や更衣室等での三密回避、活動場所や用具の消毒など、日常的な感染症対策を行う。

イ 大会参加、練習試合の実施にあたっては、普代村教委、普代村対策本部、県及び地区中体連・中文連との確認を経て、実施の可否や実施の時期や範囲等を適切に判断していく。

ウ 万が一、感染や濃厚接触（疑いを含む）が発生した場合の連絡体制や対応について、あらかじめ職員、生徒、保護者に周知しておく。

(2) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

ア 生徒の多様なニーズを踏まえ総合部の活用（中体連個人競技出場希望者対応）や合同チームでの出場等の取組を推進していく。

イ 「はまゆりスポーツクラブ」との連携を図っていく。

(3) 学校単位で参加する大会等の随時見直し

生徒数の減少への対応を含め、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や生徒・指導者の負担が過度にならないよう活動状況を踏まえ対応していく。

附則 令和元年 12 月 17 日策定
附則 令和 2 年 2 月 10 日一部改訂
附則 令和 3 年 1 月 28 日一部改訂
附則 令和 4 年 4 月 23 日一部改訂